

安全衛生推進者養成講習会開催のご案内

主催：(一社)品川労働基準協会(幹事)

共催：(一社)三田・大田・渋谷労働基準協会

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

つきましては、未だ推進者の選任は行われていない場合は、この機会に適任者の受講方について格別のご高配を賜りますよう、ご案内申し上げます。

記

- 日時 平成25年7月24日(水)・25日(木) 2日間 (両日とも開場9:10)
第1日目 9時30分～16時10分
第2日目 9時30分～16時10分
 - 会場 南部労政会館 2F 第5会議室 (品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階) (裏面案内図)
 - 研修科目 厚生労働省労働基準局長の定めるカリキュラムによる
 - 修了証の交付 全科目受講された方(遅刻、早退不可)に、2日目終了後修了証を交付します。
 - 講師 労働安全衛生コンサルタント 本橋 秀一郎 氏
 - 定員 70名 (先着順)
 - 受講料 10,000円 テキスト代 1,260円=11,260円 [中災防発行](どちらも消費税込み)
(ただし、上記4協会の労働基準協会会員は 10,000円(協会にてテキスト代(1,260円)を助成します。))
 - 申込み方法等
 - 受講申込:裏面申込書により、幹事の三田協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
 - 申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者あて、Fax 返信します(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から7月17日まで2週間ない場合は7月17日(水))までに次の銀行口座にお振込みください(手数料はご負担願います)。期日までに振込まれない場合、申込受付を取消させていただくことがあります
- | | | | |
|------|-----------------|-------|--------------|
| 銀行名 | 三菱東京 UFJ 銀行田町支店 | 口座番号 | 普通預金 0397963 |
| 口座名義 | 一般社団法人三田労働基準協会 | 名義人住所 | 港区芝 4-4-5 |
- なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0724 マルマルカイシャ等)
- 受講の取消:7月17日(水)までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。
 - 受講者は、研修当日受講票を持参し、受付にご提示下さい。また、修了証受領のため2日目は認印をご持参下さい。修了証は(一社)品川労働基準協会名で発行されます。紛失された際の再交付手続きは、(一社)品川労働基準協会になります。(手数料が必要です。)
- 問合せ先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>